

- ② 保険の算定会の改革（損害保険料率算出団体に関する法律）  
火災保険、自動車保険等について、算定会の料率の使用義務を廃止する。

(3) 参入の促進

幅広く参入を促進することにより、活力と特色ある金融機関等を生み、利用者がその目的とニーズによって選択できるような枠組みを整備する。

- ① 証券会社の免許制の登録制への移行等（証券取引法）  
証券業について参入を促進するため、現行の免許制を登録制に改める。  
なお、有価証券の元引受け業務、有価証券店頭デリバティブ取引業務及び私設取引システムに係る業務については認可を必要とする。
- ② 相互参入の促進（金融制度改革法、銀行法、保険業法等）  
保険会社と金融他業態との間の子会社による参入を可能とする。また、銀行系証券子会社に対しても、残余の業務範囲制限を99年度下期中に撤廃する。
- ③ WTOの承認に伴う規定整備（保険業法）  
WTO金融サービスに関する議定書の国会承認に伴い必要となる第三分野の激変緩和措置に係る規定を整備する。
-